

# 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について

令和6年5月  
食品衛生基準審査課

## 1 趣旨

内閣総理大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料についての規格又はこれらの製造方法の基準を定めることができ、当該基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において示されている。

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条による改正により、食品用器具及び容器包装の主たる材質である合成樹脂に対してポジティブリスト制度（原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる制度）が令和2年6月1日に導入された。

ポジティブリストについては、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第196号）によって、合成樹脂の原材料に含まれる物質についての規格を新たに定め、令和2年6月1日から適用している。一方、制定当時に、パブリック・コメント等で多様な要望が寄せられたことを考慮して、当該告示の適用日から5年の経過措置期間（令和7年5月31日まで）を設け、適用前から使用されていた既存物質については、この間も使用を可能とし、経過措置終了までに、別途既存物質に係るリストの最終化を進めることとしていた。

令和5年4月13日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（以下「4月部会」という。）において、それまでに詳細情報や一定の安全性が確認できた既存物質のリストが了承され、令和5年11月30日に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第324号）によって告示され、令和7年6月1日から施行予定である。

今般、4月部会以降に詳細情報や一定の安全性の確認ができた既存物質があり、新たにポジティブリストに収載する必要があることから、規格基準告示の改正を行う。なお、改正案については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会及び内閣府食品安全委員会の審議において、了承されている。

## 2 改正の概要

規格基準告示について、別表第1の一部改正を行うこと。

## 3 根拠法令

法第18条第1項

## 4 告示日及び適用期日

告示日：令和6年中

適用期日：令和7年6月1日